

平成29年度

第4回越知町農業委員会総会議事録

平成29年7月31日

平成 29 年度 第 4 回越知町農業委員会総会会議録

平成 29 年 7 月 31 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 29 年 7 月 31 日（月）午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分

2 出席委員

農業委員（8 名）

1	2 大原 典子	3 山崎 耕助	4 吉田由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9 岡林富士男	10		

欠席委員（2 名） 藤原 幸子 須内 啓次

農地利用最適化推進委員（5 名）

1 松井 邦夫	2 濱田 學	3 斎藤 信夫	4 片岡 政彦
5 片岡久一郎			

事務局職員出席者（3 名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 須内 敬登

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 9 号 非農地証明願いについて

5 その他

6 閉会

開会及び会議 午前 9 時 00 分

会 長 再選後初めての農業委員会という事で、みなさまにはお集まりいただきましてありがとうございます。暑い日が続いておりますが、体調をくずさないように、委員の皆様には今後ともよろしくお願ひします。

それでは本日の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は藤原委員と須内委員が欠席でございます。本日の署名委員は大原利武委員と、箭野委員よろしくお願ひいたします。

それでは議題に入ります。議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

2 ページありますが、1 件です。

譲渡人が〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が、〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は山崎委員にお願いしております。

土地の所在地番は、〇〇字〇〇334 番、地目は台帳現況共に畑、面積が 39 m²、事由は贈与です。他、田が 4 筆の 971 m²、畑が 35 筆の 3,759.91 m²、合計 39 筆の 4,730.91 m²になっております。以上につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に該当しない事は書面にて確認しております。写真、切図等添付しておりますので、ご参考になさって下さい。以上です。

3 番委員 はい、ただいま議案第 8 号について事務局より説明ございました。

調査につきましては、先月の会の時の区割りの事で、私の方が〇〇も入るという事で調査してきました。

日にちは昨日、町道〇〇線が平日はずっと工事中で通行止めになっておりました時間制限がありますが、日曜日はないという事で行ってきました。

〇〇〇〇さんと、息子さんがおいでまして話を聞きました。写真の 1-1 と 1-2 です。〇〇さんくは、〇〇から〇〇に分かれて、ずっと〇〇の方に入って行きよりましてその左向け、〇〇の方入って行って左側に〇〇の集会場がございますが、それより上行った所の左の 1 軒の住宅でございます。周囲につきましては、上の方は山林ばかりで、耕地は河川沿いにあるものがほとんど耕地だけで、山の方はないような状況です。

〇〇というのが〇〇など置いて、きれいに整備されております。それから、〇〇というのが、家の前が 3 年前に大きく潰えて、現在まだ山は工事の途中、上の方 3 分の 1 ぐらい工事やって、下の方はまだ工事してないので、建設機械やらがあって、工事用地として利用しております。一応、耕地は作って復旧して〇〇が土を入れて工事しておりますけど、まだ上側の上流側の方にち

よっと稲を植えちゅうだけで、あとはほとんど工事用の機械とか置いております。3分の1ぐらいは仮設道路になっておりまして、家の前を通過して、上流100mばあ行ってから、左岸にわたるといふ風に仮設道路を作っておりますので、ほとんど耕地として使われておりませんが、工事が済んだらまた耕地に利用すると話を聞いてきました。

それからもう一軒の〇〇というのがありますが、それは仮設道路を行って左岸に渡った所の、家から離れていない所です。ここにはいろいろ、造園をするような木が植わっておりまして、畑としてきれいに整備されております。耕地面積的には一坪規模を見たらわかるように境がありますが、本人もなかなか分からんと言っておりまして、筆数が多いという事で、これは早く国調が来てもらうて、合筆してもらわにやあなんともならんと言っておりまして、まあ、登記費用もいるんでとも言っておりまして。この3条出てる所は現在そういう状況でございまして、畑とか、工事用の資材置き場に使われている状況です。以上報告を終わらせて頂きます。

会 長 何か私に聞きたい事ございませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方、挙手お願いします。すみません、農業委員さんだけお願いします。推進委員さんは議決権がありませんので。

(全員挙手)

はい、全員です。

議案第9号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。番号1、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は同じく山崎委員にお願いしております。土地の所在地番が、〇〇字〇〇245番、地目は畑、面積は165㎡、利用状況は山林、昭和60年頃よりという事です。こちら2ページ目にわたっておりまして、合計で田が5筆の699㎡、畑が43筆の4,424.82㎡、合計48筆5,123.82㎡となっております。以上です。

3番委員 これも昨日調査してきました。〇〇と〇〇は〇〇〇〇さんの自宅からはるか上で、周囲を見渡しても山ばかりで、現地まで行って山の中を見るという所まではいきませんでした。杉からヒノキを植えて植林にしちゅうという事でございました。

それから〇〇につきましては3年前の潰えで、ほとんど山が潰れて残っていませんので、今工事をしていきますけど、現在潰れておる所です。

それから〇〇というのが手前側で、住宅よりちょっと手前の、道路からいうたら右の上です。

それから〇〇、これはずっと〇〇の方入って行きまして、途中でまた、左岸の方行きよって、右岸渡るのですが、その所で林道が二つに分かれておりますが、その上です。ほとんど植林ばかりで、現在耕地は見当たりません。山林もほとんど杉とヒノキで本人が植えたと言っております。今は、〇〇さんは足が悪いので、現場にはよう行かんという事で、僕が地図をみて、〇〇の所まで車で行って見たところ、さっき話しましたように、耕地は家の付近だけで、あとは周囲はほとんど植林、杉とヒノキばかりで山になっております。以上、報告終わります。

会 長 議案第9号 非農地証明については説明いたしましたが、今後こういう案件増えてくると思います。それで、地権者の方が、本人がなかなかよう行かんという状況が出てくると思うわけですので、その辺のこれから先どういう風にして、早う国調が進んでいけばいいんですけど、国調が〇〇の手前に来ちゆう。早く国調に来てもらって、山林なら山林に切り替えてもらわんと、証明的にほら。委員だけが行っても、なかなかもう。まあ、見たら山じゃけ、木ばかりになっちゆうき、耕地があるような物じゃないけどよね、これから先どうするかを検討していかんといかんかなと思っております。以上、調査に行っって感じた事です。

4番委員 いいですか。山が潰えて、耕地であった場所が無くなりますよね。それを金かけて非農地証明とりよりますか。後、どうなりますかね？潰れたら。まあ斜面が残るき。

会 長 斜面は残るけどよね。今、山林協会が、県がやりゆうが、3分の1ばあやりゆうろうか。けど、道路までゆうたらはるか、まだだいぶあるきね。木が植わるような物じゃないわ。もう。

局 長 非農地証明願いというのは、今回みたいに農業委員会で非農地が証明されたら、証明書を持って法務局に行ったら個人でできるんですよ。

4番委員 非農地証明願い取るにもなんぼか金がかかるんじやろう。

会 長 議案第9号 非農地証明願いについて、私の報告でほかになにか質問ありませんかね。
(質問、意見なし)

ないようでしたら、議案第9号 非農地証明願いについて賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員です。

本日の議案は2件でございますので、その他に入ります。事務局説明をお願いします。小休します。

閉会 午前9時50分